

## 第 38 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 1 月 11 日（金） 9 時 30 分～10 時 17 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (16 名)

1 番委員	古 川 榮	2 番委員	角 田 晃 一	3 番委員	三 浦 良 孝
4 番委員	丹 代 純 嗣	5 番委員	佐 藤 徳 樹	6 番委員	小山内 知 寛
7 番委員	欠	8 番委員	欠	9 番委員	今 井 龍 美
10 番委員	福 士 弘	11 番委員	齋 藤 美也子	12 番委員	大 川 哲 彌
13 番委員	山 口 知 治	14 番委員	白 戸 昭 夫	15 番委員	葛 西 雅 博
16 番委員	柴 田 博 明	17 番委員	齋 藤 久 嗣	18 番委員	欠番
19 番委員	三 浦 勝 志				

4. 欠席農業委員 (2 名)

7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	小田桐 志賀子		
-------	---------	-------	---------	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員 (3 名)

事務局長	石 田 善 久	農地係長	中 嶋 一 朗	農地係専門員	佐 藤 千代彦
------	---------	------	---------	--------	---------

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者並びに説明者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 145 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 146 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 147 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 96 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 97 号 使用貸借合意解約書の受理について

第 6 閉会

## 8. 会議の概要

・会長あいさつ

(省 略)

・農業委員会憲章唱  
和(委員全員)

(省 略)

### [開会 9時30分]

議長

(柴田 博明)

これより第38回総会を開会いたします。  
只今の出席委員は、18名中16名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
会期についてお諮りいたします。  
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。  
議事録署名者を決定したいと思いますですが、議長より指名するにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
3番三浦委員、4番丹代委員の両名にお願いいたします。  
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、石田事務局長、中嶋農地  
係長、佐藤専門員の出席を求めました。  
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。  
本日の議案は、お手元に配布してある議案第145号から議案第147号  
まで3件、ほかに報告が2件でございます。  
それでは、議案第145号を議題とし、事務局より説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第145号表題部読上げ後)  
総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わせてご覧  
ください。  
4ページをご覧ください。  
今回の所有権移転は件数が10件、面積17,874平方メートルで、田14

筆 14, 280 平方メートル、畑 5 筆 3, 594 平方メートルとなっています。

10 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 19 件、面積 104, 245 平方メートルで、田 39 筆 72, 263 平方メートル、畑 19 筆、31, 982 平方メートルとなっています。

11 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 1 件、面積 6, 111 平方メートルで、田 3 筆 5, 363 平方メートル、畑 2 筆 748 平方メートルとなっています。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 181 番は、譲渡人の親戚への贈与です。

整理番号 182 番、183 番は、譲渡人の孫への贈与です。

整理番号 184 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 185 番と 187 番から 190 番までは、譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 186 番は、譲渡人の母への贈与です。

売買価格は、

整理番号 185 番	総額	50, 000 円	10 アール当たり	203, 252 円
------------	----	-----------	-----------	------------

整理番号 187 番	総額	1, 000, 000 円	10 アール当たり	241, 022 円
------------	----	---------------	-----------	------------

整理番号 188 番	総額	120, 000 円	10 アール当たり	191, 083 円
------------	----	------------	-----------	------------

整理番号 189 番	総額	315, 400 円	10 アール当たり	200, 000 円
------------	----	------------	-----------	------------

整理番号 190 番	総額	170, 000 円	10 アール当たり	971, 429 円
------------	----	------------	-----------	------------

となっています。

次に、5 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 324 番から 326 番までと、整理番号 329 番から 331 番までは借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 327 番、328 番は、新規就農による賃貸借権設定です。

整理番号 332 番から 342 番までは、農業経営基盤強化促進法から農地法第 3 条への再設定による賃貸借権設定です。

なお、整理番号 328 番は、26 ページ整理番号 123 番と

整理番号 330 番は、26 ページ整理番号 124 番と関連する案件です。

次に、11 ページの使用貸借権設定です。

整理番号 77 番は、経営移譲年金受給に係る再設定による使用貸借権設定です。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

なお、所有権移転の整理番号 186 番、使用貸借権設定の整理番号 77 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、12 番、大川委員から、所有権移転の整理番号 181 番の報告をお願いします。

12 番大川委員

所有権移転の整理番号 181 番について、現地を確認してきました。

譲渡人の親戚への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、4 番、丹代委員から、所有権移転の整理番号 182 から 184 番の報告をお願いします。

4 番丹代委員

所有権移転の整理番号 182、183 番について、現地を確認してきました。

譲渡人の孫への贈与による所有権移転との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続きまして、所有権移転の整理番号 184 番について、現地を確認してきました。

譲渡人の子への贈与による所有権移転です。

譲受人は、市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6 番、小山内委員から、所有権移転の整理番号 185 番の報告をお願いします。

6 番小山内委員

所有権移転の整理番号 185 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、13番、山口委員から、所有権移転の整理番号187番の報告をお願いします。

13番山口委員

所有権移転の整理番号187番について、現地を確認してきました。譲受人の経営拡大による売買との事です。譲受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長

次に、所有権移転の整理番号188、189番は、7番、今井委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

佐藤専門員

7番、今井委員より現地調査の結果報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。所有権移転の整理番号188番について、現地を確認してきました。譲受人の経営拡大による売買との事です。譲受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。引続き、所有権移転の整理番号189番についても、現地を確認してきました。譲受人の経営拡大による売買との事です。譲受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長

次に、1番、古川委員から、所有権移転の整理番号190番の報告をお願いします。

1番古川委員

所有権移転の整理番号190番について、現地を確認してきました。譲受人の経営拡大による売買との事です。譲受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長	次に、17番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号324番の報告をお願いします。
17番齋藤委員	賃貸借権設定の整理番号324番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。
議長	次に、賃貸借権設定の整理番号325番は、7番今井委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。
佐藤専門員	7番、今井委員より現地調査の結果報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。賃貸借権設定の整理番号325番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。借受人は市外在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。
議長	次に、2番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号326番の報告をお願いします。
2番角田委員	賃貸借権設定の整理番号326番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。
議長	次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号327番の報告をお願いします。
尾上-1小野推進委員	賃貸借権設定の整理番号327番について、現地を確認してきました。借受人の新規就農による賃貸借との事です。借受人は新規就農ではありますが、必要な農業機械等を導入予定であ

り、りんごを作付するとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件にも支障がないと判断できるため、問題はないと思います。

以上です。

議長

次に、15番、葛西委員から、賃貸借権設定の整理番号328番の報告をお願いします。

15番葛西委員

賃貸借権設定の整理番号328番について、現地を確認してきました。借受人の新規就農による賃貸借との事です。

借受人は新規就農ではありますが、必要な農業機械等を導入予定であり、りんごを作付するとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件にも支障がないと判断できるため、問題はないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号329番は、8番、小田桐委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

佐藤専門員

8番、小田桐委員から、現地調査の結果報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号329番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号330番の報告をお願いします。

尾上-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号330番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6番、小山内委員から、賃貸借権設定の整理番号331番の報告

をお願いします。

6 番小山内委員

貸貸借権設定の整理番号 331 番について、現地を確認してきました。  
借受人の経営拡大による貸貸借との事です。

借受人は市内の認定農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、古川委員から、貸貸借権設定の整理番号 332 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

貸貸借権設定の整理番号 332 番について、現地を確認してきました。  
借受人の再設定による貸貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-1、赤平推進委員から、貸貸借権設定の整理番号 333、334 番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員

貸貸借権設定の整理番号 333 番について、現地を確認してきました。  
借受人の再設定による貸貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

引続き、貸貸借権設定の整理番号 334 番についても、現地を確認してきました。

借受人の再設定による貸貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に 17 番、齋藤委員から、貸貸借権設定の整理番号 335 番の報告をお願いします。

17 番齋藤委員

貸貸借権設定の整理番号 335 番について、現地を確認してきました。



借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、5番、佐藤委員から、賃貸借権設定の整理番号336番の報告をお願いします。

5番佐藤委員

賃貸借権設定の整理番号336番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号337から339番の報告をお願いします。

尾上-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号337から339番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号340番の報告をお願いします。

9番今井委員

賃貸借権設定の整理番号340番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12番、大川委員から、賃貸借権設定の整理番号341番の報告をお願いします。

12 番大川委員

賃貸借権設定の整理番号 341 番について、現地を確認してきました。  
借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2 番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号 342 番の報告をお願いします。

2 番角田委員

賃貸借権設定の整理番号 342 番について、現地を確認してきました。  
借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、議案第 145 号について、質疑、ご意見を求めます。

13 番山口委員

賃貸借権設定整理番号 337 番の「486 の内 360 平方メートル」等の面積表記の田については、どのような貸し方なのですか。

佐藤専門員

どの筆とも、この表記になっている田は、田になっている部分と畑になっている部分があり、田になっている部分の面積のみを貸付するためこのような表記となっています。

13 番山口委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 146 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

(議案第 146 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

13 ページをご覧ください。今回の 5 条転用許可申請は件数が 2 件、面積 2,238 平方メートルで、地目は全て田です。

なお、整理番号 43 番は、平成 30 年 4 月の第 29 回総会にて農振除外について委員全員で現地を確認しており、事前に事務局で現地を確認したところ、特に変化はなかったため、農業委員による現地調査は省略し、事務局より説明いたします。

整理番号 43 番は 14 ページが位置図、15 ページが案内図、16 ページが土地利用計画図です。

申請地は金田小学校から東へ約 940 メートルに位置する李平集落の外れの農地です。

転用目的は「駐車場敷地の拡張」です。

申請者は、申請地に隣接する敷地において食品加工工場を経営していますが、従業員の駐車場として利用していた場所に新たに工場を建設しており、駐車場が不足するため、申請地に敷地を拡張し、盛土等の対策を施した上で駐車場として利用することが目的です。

農地区分については、申請地を含めて集团的に存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張」については例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

続いて、整理番号 44 番の案件について説明いたします。

整理番号 44 番は 17 ページが位置図、18 ページが案内図、19 ページが土地利用計画図です。

申請地は高城保育園から南西へ約 330 メートルに位置する高畑集落内の農地です。

転用目的は「普通住宅建築用地」で、隣接する土地と一体で利用する予定です。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることか

ら、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、5 番佐藤委員、6 番小山内委員、補足説明がありましたらお願いします。

5 番佐藤委員

所有権移転の整理番号 44 番について、12 月 28 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は高城保育園から南西へ約 330 メートルに位置する、高畑集落内の農地です。

転用目的は普通住宅の建築とのことで、現地では申請者本人に立ち会っていただくことができました。

本件は第三者への所有権移転で、他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第一種農地と考えられますが、不許可の例外に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 146 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

整理番号 43 番の売買価格を教えてください。

佐藤専門員

土地購入費は 80 万円との事です。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

平-1 赤平推進委員

整理番号 44 番について、申請地の隣の道路と面した土地には既に住宅が建っていますが、道路からどう入るのですか。

佐藤専門員	申請地南側に面した道路から橋をかけて利用するとの事です。
平-1 赤平推進委員	水について、改良区の許可等もとっているのですか。
佐藤専門員	とっております。
平-1 赤平推進委員	わかりました。
議長	ほかに質疑、ご意見等ありませんか。  (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、議案第 146 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議案第 146 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。 次に、議案第 147 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤専門員	(議案第 147 号表題部読上げ後) 23 ページをご覧ください。 今回の所有権移転は件数が 11 件、面積 43,626 平方メートルで、田 9 筆 12,100 平方メートル、畑 12 筆 31,526 平方メートルとなっております。 24 ページをご覧ください。 今回の利用権設定は件数が 3 件、面積 14,504 平方メートルで、田 2 筆 2,154 平方メートル、畑 3 筆 12,350 平方メートルとなっております。 それでは所有権移転の案件から説明いたします。 整理番号 204 番から 214 番は、譲受人の「経営拡大」による売買です。 なお、整理番号 205 番は、28 ページ整理番号 80 番と、整理番号 207 番は、28 ページ整理番号 78 番と、整理番号 213 番は、26 ページ整理番号 125 番と関連する案件です。 続いて利用権設定の案件について説明いたします。 整理番号 161 番は借受人の「経営拡大」による利用権設定です。 整理番号 162 番は貸借期間の満了に伴う「再設定」による利用権設定です。 整理番号 163 番は農地中間管理事業による利用権設定です。 今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18

条第3項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました13番山口委員、14番白戸委員、補足説明がありましたらお願いします。

14番白戸委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 204 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	129,618 円
整理番号 205 番	総額	1,006,400 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 206 番	総額	1,400,000 円	10 アール当たり	356,688 円
整理番号 207 番	総額	2,200,000 円	10 アール当たり	205,897 円
整理番号 208 番	総額	900,000 円	10 アール当たり	278,725 円
整理番号 209 番	総額	1,000,000 円	10 アール当たり	320,308 円
整理番号 210 番	総額	700,000 円	10 アール当たり	94,011 円
整理番号 211 番	総額	271,400 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 212 番	総額	378,000 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 213 番	総額	900,000 円	10 アール当たり	868,726 円
整理番号 214 番	総額	499,100 円	10 アール当たり	100,000 円

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、所有権移転の整理番号 209 番を除き、議案第 147 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

所有権移転の整理番号 213 番の売買価格が高額ですが、何か理由はあるのですか。

佐藤専門員

譲渡人がずっと花きの栽培をしており、そのために利用していたガラスハウスとその管理棟も含めた価格のため、高額となっております。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

所有権移転の整理番号 209 番を除き、ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 所有権移転の整理番号 209 番を除き、議案第 147 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、所有権移転の整理番号 209 番を除き、議案第 147 号を原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号 209 番につきましては、17 番齋藤委員に関する事項ですので、農業委員会法等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(17 番齋藤委員 退席)

議長 所有権移転の整理番号 209 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 所有権移転の整理番号 209 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

議長 所有権移転の整理番号 209 番を、原案のとおり決定いたします。  
17 番齋藤委員の入室を許可します。

(17 番齋藤委員 入室、着席)

議長 次に、報告 2 件を一括して、事務局から説明願います。

佐藤専門員

(報告第 96 号表題部読上げ後)

26 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 13,140 平方メートルで、田 3 筆、8,651 平方メートル、畑 3 筆、4,489 平方メートルとなっています。

整理番号 123 番、124 番は、他者へ貸付するための解約です。

整理番号 125 番は、他者へ売買するための解約するものです。

なお、整理番号 123 番は、6 ページ整理番号 328 番と、整理番号 124 番は、6 ページ整理番号 330 番と、整理番号 125 番は、23 ページ整理番号 213 番と関連する案件です。

(報告第 97 号表題部読上げ後)

28 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 15,879 平方メートルで、田 1 筆 5,032 平方メートル、畑 3 筆 10,847 平方メートルとなっています。

整理番号 78 番と 80 番は、他者へ売買するための解約です。

整理番号 79 番は、土地収用法により売買するための解約です。

なお、整理番号 78 番は、21 ページ整理番号 207 番と、整理番号 80 番は、21 ページ整理番号 205 番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。  
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10 時 17 分]